

瀬戸市空家等の適正管理に関する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第20号

瀬戸市空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正管理に関し必要な事項を定めることにより、もって良好な生活環境の保全と、市民の安全で安心な暮らしを守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者及び市内に所在する法人その他の団体をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等を適切に管理しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

2 市は、空家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、特定空家等があると認められるときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(立入調査)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員又はその委任した者(以下「職員等」という。)に、当該空家等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 職員等は、前項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第7条 市長は、空家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、修繕、防犯上の措置その他の周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言し、又は指導することができる。

(軽微な措置)

第8条 市長は、地域防犯及び保安上の支障を除去し、又は軽減することができると認めるとときは、空家等の開放されている扉又は窓の閉鎖、支障物の移動、立入禁止のための措置等、必要最小限の措置を職員等に行わせることができる。

(緊急安全措置)

第9条 市長は、空家等の管理が不全な状態に起因して、人の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるとときは、その状態を緊急に回避するため、必要最小限の措置を職員等に行わ

せることができる。

2 市長は、前項の規定により措置を講じたときは、その内容を当該所有者等に通知しなければならない。ただし、当該所有者等を確知することができないとき、又は当該所有者等の所在が判明しないときは、当該措置の内容を公告するものとする。

3 市長は、第1項の措置に係る費用を支出したときは、当該所有者等から、当該措置に要した費用を徴収するものとする。

(公表)

第10条 市長は、法第14条第3項の措置命令を受けた者が正当な理由なく当該措置命令に従わないときは、公告その他市長が適當と認める方法により、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該措置命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)
- (2) 当該措置命令に係る特定空家等の所在地
- (3) 当該措置命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

(関係行政機関等との連携)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、警察その他の関係行政機関に対し、必要な情報を提供し、空家等への立入調査の同行等の協力を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。